

# 平成30年4月から

# 「じん臓機能障害」に関する

# 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

じん臓機能障害の認定基準について、日本腎臓学会及び日本透析医学会連名で、以下の2点を内容とする要望書が提出されました。

- ① 小児以外を含めた全ての者に対して、また1級、3級、4級に対して、既存の指標「血清クレアチニン濃度」に加え、「内因性クレアチニクリアランス値」を検査データの指標として追加することが適当。
- ② 3級、4級の認定においては、「血清クレアチニン濃度」の要件を満たさなくとも、「eGFR」の異常が高度な場合、「血清クレアチニン濃度」の異常と同等と見なすことが適当。

この要望書を受け、平成30年1月15日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、下記の通り認定基準の見直しが了承されましたので、ご留意ください。

## 「内因性クレアチニクリアランス値」※<sup>1</sup>の適用について

※1 「内因性クレアチニクリアランス値」は、身長、体重が加味された数値であるため、体格等にかかわらず、じん臓機能障害による日常生活の困難度を正確に反映する観点で、有用な指標です。



## 「eGFR」※<sup>2</sup>の適用について

※2 「eGFR : estimated glomerular filtration rate」は臨床現場で広く用いられている指標であり、年齢、性別が加味されたものであるため、女性高齢者などの筋肉が少ない患者のじん機能も、適切に反映するものです。



**平成30年4月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。**

裏面に新たな認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

# じん臓機能障害の新たな具体的な認定基準

## じん臓機能障害

1級	内因性クレアチニンクリアランス値が10ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg／dl以上あって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。	
2級		
3級	内因性クレアチニンクリアランス値が10ml／分以上、20ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg／dl以上、8.0mg／dl未満あって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。	<b>【臨床所見】</b> a じん不全に基づく末梢神経症 b じん不全に基づく消化器症状 c 水分電解質異常 d じん不全に基づく精神異常 e エックス線写真所見における骨異常 f じん性貧血 g 代謝性アシドーシス h 重篤な高血圧症 i じん疾患に直接関連するその他の症状
4級	内因性クレアチニンクリアランス値が20ml／分以上、30ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg／dl以上、5.0mg／dl未満あって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見のあるものをいう。	

### 【その他の留意事項】

- eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニンの異常に替えて、eGFR(単位はml/分/1.73m<sup>2</sup>)が10以上20未満のときは4級、10未満のときは3級と取り扱うことも可能とする。
- じん移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、これを実施しないと再びじん機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫療法を実施しないと仮定した状態を想定し、1級として認定することが適当である。

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
**岐阜県身体障害者更生相談所**  
**電話 058-231-9715**

○ 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

(変更点は下線部)

新	旧
<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項]～[心臓機能障害] (略)</p> <p>[じん臓機能障害]</p> <p>1 (略)</p> <p>(質疑)</p> <p>2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃度が8mg/dl未満であっても自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。</p> <p>(回答)</p> <p>糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8mg/dlを超えるもの又は内因性クレアチニンクリアランス値が10ml/分未満のものでなければ1級として認定することは適当ではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>[呼吸器機能障害]～[肝臓機能障害] (略)</p>	<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項]～[心臓機能障害] (略)</p> <p>[じん臓機能障害]</p> <p>1 (略)</p> <p>(質疑)</p> <p>2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃度が8mg/dl未満であっても自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。</p> <p>(回答)</p> <p>糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8mg/dlを超えるものでなければ1級として認定することは適当ではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>[呼吸器機能障害]～[肝臓機能障害] (略)</p>

## 身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）

総括表

氏名	明治 大正 昭和 平成	年月日生( )歳	男女
住所			
① 障害名（部位を明記）			
② 原因となった ② 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日		年月日・場所	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
		障害固定又は障害確定（推定）	年月日
⑤ 総合所見			
		[将来再認定 [再認定の時期	要・不要] 年月]
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年月日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名      科医師氏名 <span style="float: right;">印</span>			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ( 級相当) ・該当しない			
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、岐阜県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。			

## じん臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○でかこむこと)

### 1 じん機能

- ア 内因性クレアチニンクリアランス値 ( ml/分 ) 測定不能  
イ 血清クレアチニン濃度 ( mg/dl )  
ウ e G F R (推算糸球体濾過量) ( ml/分 / 1.73 m<sup>2</sup> )  
エ 血清尿素窒素濃度 ( mg/dl )  
オ 24時間尿量 ( ml/日 )  
カ 尿所見 ( )

### 2 その他参考となる検査所見

(胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等)

### 3 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症 (有・無) [ ]  
イ じん不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振、恶心、嘔吐、下痢]  
ウ 水分電解質異常 (有・無) [ Na mEq/ℓ, K mEq/ℓ  
Ca mEq/ℓ, P mg/dl  
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うっ血、  
その他 ( ) ]  
エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) [ ]  
オ エックス線写真所見上における骨異常 (有・無) [高度、中等度、軽度]  
カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl, Ht %  
赤血球数 × 10<sup>4</sup> / mm<sup>3</sup>  
キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO<sub>3</sub> mEq/ℓ]  
ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧 / 最小血圧  
/ mmHg  
ケ じん不全に直接関連するその他の症状 (有・無) [ ]

### 4 現在までの治療内容

慢性透析療法の実施の有無 (有・無) 開始日 ( 年 月 日 ) 回数 回/週 )

### 5 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。  
イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。  
ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの。  
エ 自己の身辺の日常生活活動を著しく制限されるもの。